

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日には、そ
の翌日)

潮害の防備及び公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、抾伐とする。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び羽合長役場に備え置いて縦覧に供する。)

◇告 示	保安林の指定
鳥取県告示第四百三十九号	遊漁規則の変更の認可
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。	昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号の一部改正 鳥取県議会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県告示第四百四十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第一百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同法同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 漁業権者の名称及び住所
天神川漁業協同組合

倉吉市魚町二五二九番地

二 漁業権の免許番号
共同漁業権内共第二号

三 認可に係る変更の内容
東伯郡羽合町大字長瀬字池端二〇三一

- 一 保安林指定地の所在場所
東伯郡羽合町大字長瀬字池端二〇三一
- 二 指定の目的

投網によるあゆの採捕の禁止期間に六月一日から六月五日正午までの期間を追加すること。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

昭和四十七年六月十五日

鳥取県告示第四百四十一号

昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号（鳥取県指定金融機関の名称、位置、出納区域及び取扱事務について）の一部を次のように改正し、昭和四十七年六月二十五日から施行する。

昭和四十七年六月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

「株式会社山陰合同銀行境支店境港出張所 境港市松ヶ枝町 境港市

収納事務」を削る。

県議会規則

鳥取県議会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年六月二十三日

鳥取県議長 角田勇一

鳥取県議会規則第一号

鳥取県議会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県議会事務局の組織等に関する規則（昭和四十三年十一月鳥取県議

会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「庶務係」を「庶務係・秘書係」に改める。

この規則は、昭和四十七年七月一日から施行する。

附 則